## 地震などによる災害に便乗した 悪質商法にご注意ください!

これまで全国的にみて、地震や大規模災害が発生した後、点検商法や便乗 商法など、災害に便乗した悪質商法による消費者トラブルが発生することが 多くありました。

悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。災害に便乗した 悪質商法には十分に注意してください。

## 【過去の災害時にみられた事例】

- 「当社と被災家屋の修理契約すれば、行政から補助金が出る」などと虚 偽の勧誘を行い、壊れた住宅の屋根や壁の修理契約を締結する。
- 「家屋の修理費用は火災保険の保険金で全額支払える」などと言って修理契約を締結し、高額な手数料を請求する。解約しようとすると高額な解約料を請求する。
- 公的機関を思わせる名称を用いて、消費者宅を訪問したり、ハガキを送り義援金名目のお金を求める。

## 【被害に遭わないために】

- 事業者から勧誘され、その場で契約を提案されても、もう一度よく考えることが大切です。本当にそれが必要かどうか分からなければ、家族や周りの人などに相談してください。
- 契約しても、クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。少しでも疑問や不安を感じた場合は、すぐにお住まいの自治体の消費生活相談窓□等に相談して下さい。
- 消費生活でのトラブルでどこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに消費者ホットライン=局番なしの『188』をご利用下さい。

詳しくはこちらをご覧下さい。

/=/=/=/=/=/=/=/=/=/=/=/=/

○消費者庁のホームページ

http://www.caa.go.jp/disaster/

○国民生活センターのホームページ

http://www.kokusen.go.jp/soudan\_now/data/disaster.html

(問合せ先:環境生活部くらし安全局消費者安全課表示・取引適正化グループ 電話011-204-5213)